

第7条 理事に当選した者は定款第48条の規定により役職を互選する。

2. 前項の規定により選挙するときは第5条第2項及び第6条を準用し、当該役職が複数の場合は連記式無記名投票により得票多数の者より順に選出する。
3. 前項における連記は当該役職数とし、同一氏名を複数記入した投票用紙は無効とする。
4. 当該役職に対して立候補者又は被推薦者が定数の場合は、出席理事の過半数の承認をもって選任する。
5. 前3項における選挙選任の管理は監事がこれにあたり、決定された役職及び氏名を総代会に報告する。
6. 定款第48条に規定する以外の役職については、理事長がこれを選任する。

(規格外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、その都度総会又は総代会の承認を得て運営するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第10条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程は昭和45年5月20日第8回通常総会の議決により一部変更する。
3. この規程は平成9年5月26日第35回通常総代会の議決により一部変更する。
4. この規程は平成12年4月3日第1回理事会の議決により一部変更する。

◎理事会及び常任理事会運営規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第54条及び第57条の運営につき、第74条に規定するところによる。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の理事会の議事は、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(議題)

第3条 理事会の議題は理事長において発案する。

2. 各理事は自己の意見を議として提案することができる。但し、この場合は予めその趣旨を理事長に通告しなければならない。
3. 出席理事の3分の2以上の同意を得たときは、議長は予め通告した以外の事項を議題とすることができる。

(議長)

第4条 理事会の議長は理事長がこれにあたることを原則とするも、理事長が指名した理事の一人が理事長に代わり議長になることができる。

(成立の特例)

第5条 理事会が定足数に達しなかったとき、及び緊急を要する議題の場合は、常任理事会において議決し執行することができる。

2. 前項の場合には次の理事会において追認を求めなければならない。
3. 常任理事会とは常務理事以上をもって構成する。

(代理)

第6条 病気その他やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、証明書を持参させた支部役員を代理人として出席させることができる。但し、代理人は議案について当該理事の意見を代わって述べることができるが、議決に加わることはできない。

(理事会の権限)

第7条 理事は理事会において決定した事項について、その具体的細目を定め業務の執行を決定する。

2. 理事会の議を経ていない事項について、緊急の場合で理事会を招集するいとまのないときは、執行部会の決議により理事の責任においてこれを執行することができる。
3. 業務執行については別に定める業務執行規程による。

(専務理事及び常務理事)

第8条 専務理事は事務局を管理し、その庶務全般を掌理すると共に事業運営の円滑な推進と発展に努める。但し、事務局長が在任する場合はこれを選任しない。

2. 常務理事は組合業務を分掌する。

(監事の出席)

第9条 監事は各々理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第11条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決により実施する。

2. この規程の変更は、平成6年3月30日第5回理事会の議決により平成6年4月1日より実施する。
3. この規程の変更は、平成8年3月25日第6回理事会の議決により平成8年4月1日より実施する。
4. この規程の変更は、平成12年4月3日第1回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顕彰規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第7条第9号の規定するところにより定める。

(組合員の顕彰)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）は組合員が次の各号の1に該当するとき、理事会の議を経て理事長がこれを顕彰することができる。

- 1) 組合員の模範とするにたる行為のあった者
- 2) 美容業について有益な改良考案又は発明などをした者
- 3) 美容業について有益となる重大な献策報告等をした者
- 4) 永年美容所開設者であって業界に功労があり、かつ他の組合員の模範となる者
- 5) その他、理事会において顕彰するにたると認められた者

(組合員の使用従業員の表彰)

第3条 組合は組合員の使用する従業員が次の各号の1に該当するときは、当該組合員の推

薦により、理事会の議を経て、理事長がこれを表彰することができる。

- 1) 永年（5年、10年、15年、20年以上）勤続者（家族従業員含む）であって他の従業員の模範とすべき者
- 2) 美容業について有益な改良考案または発明などをした者
- 3) その他理事会において表彰するにたると認められた者

(表彰の申請)

第4条 第2条、第3条の規定により顕彰又は表彰される者の内、特に理事会において必要と認められた者は、厚生労働大臣、全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長、三重県知事に表彰方を申請することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第6条 この規程の実施は昭和45年5月20日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は昭和50年5月7日第1回理事会の議決により、昭和50年6月1日よりこれを実施する。
3. この規程の変更は平成12年1月17日第4回理事会の議決により実施する。
4. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成16年度、第2回理事会の議決により実施する。

◎旅費支給規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）の役員が、理事長の命により、組合の業務のため出張するときは、本規程により旅費等を支給する。

(旅費の計算)

第3条 役員の旅費計算は以下のとおりとする。

1. 県内においては、出発地から目的地までの最寄りの鉄道駅間の最短順路による普